



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
代 表 者 名 代表取締役社長 本間 洋  
(コード：9613 東証プライム)  
問 合 せ 先 I R室長 遠藤 壮太  
(TEL. 03-5546-8119)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において「定款一部変更の件」を2022年6月16日開催予定の第34回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の皆様の利益にも照らして適切でないとして取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款第12条第4項を新設し変更を行うものです。なお、当該変更の効力は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、場所の定めのない株主総会とすることが経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として生じるものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものです。
  - ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。
  - ② 新設定款案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - ③ 新設定款案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

#### 2. 変更内容

変更内容は、次のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>3 株主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>3 株主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。</p> <p>4 <u>当社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

附則  (新設)	附則  <u>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第2条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
----------------	---

### 3. 日程

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 2022年6月16日(木曜日)(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生予定日      | 2022年6月16日(木曜日)(予定) |

以 上